



発行 東京都

目次

53

告示

○東京都シルバーパス条例施行規則附則第二十項により知事が別に定める者………(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)………

告示

●東京都告示第四百八十三号

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則(平成三十一年東京都規則第八十五号)による改正後の東京都シルバーパス条例施行規則(平成十二年東京都規則第三百四十号。以下「改正後の規則」という。)附則第二十項の規定により知事が別に定める者は、次のとおりとする。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池百合子

一 平成三十一年度にバスの発行を受けた者で、東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シルバーパス条例施行規則附則第十九項の規定により費用負担額を千円とされたもの(改正後の規則附則第二十項に規定する市町村民税非課税者等及び平成

三十年東京都告示第四百二十七号(東京都シルバーパス条例施行規則附則第十九項の規定により知事が別に定める者)二の規定に基づき費用負担額を千円とされた者を除く。)

二 平成三十一年度にバスの発行を受ける者で、平成三十年の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。)が百二十五万円以下であることを証したものを(やむを得ない事由により平成三十年の合計所得金額が百二十五万円以下であることを証することができない場合は、平成二十九年の合計所得金額が百二十五万円以下であることを証したものを。)

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001